自 動 車 リ サ イ ク ル 法
フ ロ ン 類 回 収 業
変 更（廃 止）届 出 要 領

平 成 26 年 4 月

１ページ	届出要領
２ページ	変更届出に必要な提出書類一覧
３ページ～	記載例

姫　　路　　市

変更（廃止）届出書の提出先

〒６７０－８５０１
姫路市安田四丁目１番地（東館３階）
姫路市環境局美化部産業廃棄物対策課
電　話　（０７９）２２１－２４０５
Ｆａｘ　（０７９）２２１－２９５４

１　変更届出について

登録申請書に記載した事項に変更があったときは、「フロン類回収業者変更届出書」と変更した事項ごとに必要な添付書類（２ページの「変更届出に必要な提出書類一覧」を参照）を添えて、変更があった日から３０日以内に正本１部、副本１部を提出してください。郵送でも結構です。

２　登録通知書

現登録通知書に記載された内容に変更があった場合は、新しい登録通知書を交付します。新しい登録通知書は当課の窓口で受け取ってください。ただし、登録通知書の郵送を希望される方は、簡易書留郵便により郵送しますので、届出時に宛先を記載したＡ４封筒（郵便切手４５０円分を貼付）を御持参ください。

３　廃止届出について

次のいずれかに該当することとなったときは、「フロン類回収業廃止届出書」を、その日から３０日以内に正本１部、副本１部提出してください。郵送でも結構です。

廃止の理由	届出をする者
(1)　死亡（個人の場合）	相続人
(2)　法人の合併による消滅	法人を代表する役員であった者
(3)　法人の破産による解散	破産管財人
(4)　法人の解散(合併及び破産以外の理由)	清算人
(5)　フロン類回収業の廃止	個人の場合は本人 法人の場合は法人を代表する役員

４　その他

自動車リサイクルシステムへの事業者登録の内容が変更になった場合又はフロン類回収業を廃止した場合は別途変更（廃止）手続きが必要となります。詳しくは、下記へお問い合わせください。

（事業者登録問い合わせ先）
自動車リサイクルシステム事業者情報登録センター
電　話　（０５０）３７８６－８８２２
〒１２５－００６１　東京都葛飾区亀有駅前郵便局留

（変更届出に必要な提出書類一覧）

「フロン類回収業者変更届出書」と変更した事項ごとに以下の必要な添付書類を添えて提出してください。

変更内容	添付書類
(1) 申請者（個人）の氏名・住所	①住民票の写し（本籍地または国籍記載のもの） ②誓約書及び現登録通知書の写し
(2) 申請者（法人）の名称・所在地・代表者の氏名・役員	① 登記事項証明書のうち「履歴事項全部証明書」 ② 誓約書及び現登録通知書の写し
(3) 申請者が未成年者である場合における法定代理人	①法定代理人の住民票の写し（本籍地または国籍記載のもの） ②誓約書及び現登録通知書の写し ③法定代理人が法人の場合は、法人の登記事項証明書
(4) 事業所の名称・所在地	① 事業所周辺の地図（事業所の所在地に変更があった場合のみ） ② 誓約書及び現登録通知書の写し
(5) 回収しようとするフロン類の種類	① フロン類回収設備の所有権（又は使用権）を有することを証する書類（購入契約書、納品書、領収書、販売証明書、借用契約書、共同使用規定書等の写し） ② フロン類回収設備の種類（ＣＦＣ、ＨＦＣ、ＣＦＣ・ＨＦＣ兼用）、能力（ｇ／分）を説明する書類（取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し） ③ 誓約書及び現登録通知書の写し
(6) フロン類回収設備の種類	
(7) 上記(1)(2)(4)(5)に変更があった場合で登録通知書の郵送を希望する場合	４５０円分の切手（簡易書留料金）を貼付し、宛先を記載したＡ４封筒